相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県松本市出川町一六七三番地、最後の住所富山市長江本町五番一―一五〇三号
被相続人　亡　鈴木　孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月三十日
富山市西田地方町一丁目三番八号
相続財産管理人　弁護士　林　衛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県丹生郡越前町市第三号一九番地、最後の住所福井県福井市下江守町第五三号二番地五〇
被相続人　亡　清水きみ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月三十日
福井県福井市木田三丁目八〇九番地
相続財産管理人　増田　健治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京富士見町一丁目七番地、最後の住所不明
被相続人　亡　田中　い祢

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月三十日
名古屋市中区丸の内三丁目四番三〇号クエスト丸の内ビル六階江本法律事務所
相続財産管理人　弁護士　江本　泰敏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中区千代田四丁目一四番地、最後の住所愛知県知多郡武豊町大字東大高字鎮守三三番地二武豊福寿園
被相続人　亡　祖父江春男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月三十日
名古屋市東区白壁二丁目一番地二一号コンセール白壁ビル三階せせらぎ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　近藤　信弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県鯖江市有定町一丁目九番、最後の住所三重県鈴鹿市石薬師町二四五六番地の二二六
被相続人　亡　竹下　好雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月三十日
事務所三重県津市西丸之内二一番一九号
丸之内ジャスティス五階
相続財産管理人　谷口　正博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県彦根市池州町二三五番地一、最後の住所滋賀県彦根市石寺町七一三番地
被相続人　亡　塚本　滋子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月三十日
滋賀県彦根市佐和町三―一五千祥ビル四階
相続財産管理人　生駒　英司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県南宇和郡城辺町甲五四八番地、最後の住所大阪市東淀川区菅原三丁目八番六―一一〇七号
被相続人　亡　宮岡　一志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月三十日
大阪市北区西天満四丁目一一番二二号阪神神明ビル三〇二
相続財産管理人弁護士　大場めぐみ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市西区浜寺諏訪森町東一丁三一番地、最後の住所大阪府大阪狭山市大野台一丁目九番一三号
被相続人　亡　峠　一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月三十日
大阪市北区西天満三丁目一〇番三号ＹＳＲ西天満ビル五階
相続財産管理人弁護士　野田　英二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西宮市神垣町九番、最後の住所兵庫県西宮市神垣町九番一七号
被相続人　亡　城戸　浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月三十日
事務所兵庫県西宮市甲風園一丁目八―一ゆとり生活館ＡＭＩＳ五Ｆ
相続財産管理人　弁護士　中園江里人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県木田郡三木町大字氷上六二三番地一、最後の住所岡山市東区豊田一五三番地二
被相続人　亡　植田　高秋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月三十日
岡山市中区高屋二一九番地一四
相続財産管理人　野﨑　明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県喜多郡内子町内子甲三六〇番地一、最後の住所愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目一四九番地
被相続人　亡　岡田　静子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月三十日
愛媛県西予市宇和町卯之町二丁目三九〇番地
相続財産管理人　中野　太司

無縁墳墓等改葬公告

当寺院墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。
なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十四年一月三十日
一、墳墓等所在地　東京都江戸川区一之江七―二三―一一
一、墳墓等の名称　感應寺墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　いずれも本籍不詳、野村家　野村はま、宇田川家　宇田川藤吉、宮崎家　宮崎亀之助、天宮家　天宮てい　天宮弥太郎
一、改葬を行おうとする者　東京都江戸川区一之江七―二三―一一　宗教法人感應寺　代表役員　新井　貫厚

任意清算公告

当社は、平成十九年七月十三日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規程に基づき総社員の同意を定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年一月三十日
愛媛県松山市小栗五丁目六番二五号
愛媛ドットコム合資会社
代表社員　三程　智恵

株主総会招集のお知らせ

株主各位
当社は、臨時株主総会を二〇一二年二月十四日午前十時から当社本店（左記）会議室にて開催致しますので、ご出席賜りますようご通知申し上げます。なお、決議事項は、(第一号議案)株式会社フジインターナショナル(本店、東京都台東区千束二丁目二九番五号)保有にかかる当社株式取扱いの件、(第二号議案)当社株式売買承認の件、及び、(第三号議案)取締役選任の件であります。
二〇一二年一月三十日
Jl. Akasia 1 Blok A5 No.1B Lippo Cikarang Bekasi Jawa Barat 17550
PT. Yamamoto Keiki Indonesia
代表取締役　山本信太郎